

# 認 定 書

国住参建第 1112 号  
令和 3 年 9 月 3 日

三協立山株式会社  
代表取締役社長 平能 正三 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第九号の二ロ及び同法施行令第 109 条の 2（20 分間の遮炎性能を有する防火設備）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

1. 認定番号  
EB-3011-2
2. 認定をした構造方法等の名称  
単板ガラス [網入板ガラス又は耐熱結晶化ガラス] 入アルミニウム合金製二段窓 (引違い窓 (二枚引違い) ・はめ殺し窓)
3. 認定をした構造方法等の内容  
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。